

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県ライトハウス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱い又は不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年5月31日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第43条第3項により準用する 一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、在任監事の過半数の同意を得ていることを証するために、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくようにする。</p>